

答 申 第 5 5 号
平成19年10月31日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成19年1月5日付け青総第754号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県庁舎等清掃業務委託に係る入札一覧表等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分について、開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年11月17日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成16、17、18年度 本庁舎清掃業務委託の入札結果調書（予定価格、落札価格、各業者の入札額が分かるもの）。ただし、上記年度における契約が随意契約の場合には、参考に徴した見積書、予定価格、契約価格、契約業者の分かる文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成16、17、18年度、「県庁舎等清掃作業委託」の落札者決定通知書、入開札一覧表及び予定価格調書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書のうち、入開札一覧表の予定価格に係る部分及び予定価格調書については条例第7条第7号に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年11月21日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例の趣旨及び解釈

ア 条例第1条の「目的」、同第3条の「解釈及び運用」及び同第7条の「開示義務」の規定内容からすると、条例は、「原則開示」の精神にのっとりその全体が解釈運用されなければならないことを明らかにしている。したがって、不開示とすることができる情報は、極めて限定されるものである。

イ 実施機関が本件処分の論拠とした条例第7条は、一方では「原則開示」の立場を明確にし、「行政文書を開示しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を可能な限り、限定的かつ明確に類型化し」ており、併せて実施機関が本件処分の論拠とした条例第7条第7号においては、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示情報に当たるとされ、本件処分についての根拠は、「口 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当するものであると思料される（ただし、本件不開示理由は、「当該業務は、入札の反復継続性があることから、入札予定価格の公表により、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財政上の利益が損なわれる」と断定して）。

しかし、これら条例と解釈並びに運用基準においては、「原則開示」の立場からすれば「開示しないこと」を義務付けているものではない。

したがって、同条は、「原則開示」としている条例の趣旨からすれば、極めて例外的な不開示についての条件を列記していると解するのが相当であり、実施機関の職権の濫用を牽制し、実施機関が不開示とすることができる内容について、極めて限定的なものと定めているものである。

そもそも不開示処分は、条例が認めた不開示処分の本来の目的を実現するために

のみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた不開示処分は、違法となる。

ウ そうすると条例は、県等の機関が行う事務に何らかの支障を及ぼすおそれがある情報を一律に不開示情報とせず、「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に限って不開示情報とすることができるかと定めているのである。

このことに関する裁判例として、「したがって、本件条例は、行政機関に対し、その保有する情報の公開非公開を決定するについては広範な裁量権を与えたものではなく、当該事務・事業の性質上、当該情報を公開することによってその適正性をより確保することが期待できる場合にもかかわらず、当該情報が公開されないときには、その事務・事業の適正性に疑念が生ずることになるから、そのような場合には、当該情報を公開することによる利益と、公開することによる事務・事業の遂行に及ぼす支障とを比較衡量したうえで、『公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある』か否かを判断すべきものと解される。」（平成16年（行ウ）第10号 公文書非開示処分取消請求事件 名古屋地裁判決）がある。

実施機関が不開示の理由を「入札の反復継続性があることから、入札予定価格の公表により、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財政上の利益が損なわれる」としたが、この議論は次に論述するとおり、今日では言い古されたもので、実質的には予定価格を非公開とすることによって確保される公益は皆無である。

(2) 全国市民オンブズマン連絡会議は、2005年3月18日、第9回全国情報公開度ランキングを発表した。それによれば、「入札予定価格情報」について次のとおり記載されている。

「A4コピー用紙の購入契約（本庁契約分複数の部局で契約していればいずれか1部局対象）と警察官の制服の入札情報を調査しました。前者の実施機関は首長、後者については入札業務をすべて知事部局で行っているいくつかの自治体を除き、県警本部長宛てに請求しました。

物品の予定価格をはじめとする工事以外の予定価格については、いまだに、談合を助長する、との理由で公表に消極的な自治体が存在します。しかし、このような考え方は、地下鉄車両の予定価格の公開を命じた2004年8月30日の名古屋地方裁判所の判決で否定されています。だいたい、予定価格公表が談合を助長する、というのなら、なぜ工事の予定価格については2001年の閣議決定で公表すべし、とされたのでしょうか。むろん、予定価格を公表すれば談合が防止できる、というほど単純ではないにしても、予定価格が公表されることで、落札率を市民、県民がチェックすることが、談合を監視するために役立つことは明らかです。そこで、去年に引き続き、A4コピー用紙の購入契約の予定価格を調査したわけです。また、最近、警

視庁発注の道路標識の工事と交通信号機の設置・回収工事の談合が明らかになり、公正取引委員会が課徴金納付命令を出し、警視庁が談合業者に損害賠償請求しました。」

- (3) 以上のとおり、全国的には、日常的に消費されるコピー用紙についてさえも予定価格を公表している自治体が増えている。また、青森県においても、公共工事の場合、予定価格が一定価格以上の場合、その予定価格を事前に公表し、入札を行っているのであり、ましてや実施機関による「財産上の利益が損なわれる」と断定したことについての具体的な説明もないままに不開示としたことについて、合理性はない。

弘前市においても、本件異議申立人が行った開示請求に対して除雪業務委託に係る設計単価が実施機関によって不開示とされたが、異議申立て並びに弘前市情報公開・個人情報保護審査会による審査を経て開示され、その後、設計書についても記載金額がすべて開示され、弘前市庁舎清掃業務委託についても開示されているのである。

- (4) 以上により、本件処分は違法・不当であり、本件処分を取り消し、本件開示請求内容について「開示する」との決定を求めるものである。

- (5) 理由説明書に対する反論

ア 実施機関による理由説明書によれば、本件異議申立てに係る業務委託契約は「一般競争入札」の形式をとっているとされ、本件処分の一部開示された「入札一覧表」によってもそのことがうかがえる。

また、実施機関は、当該理由書によれば、不開示とした理由について、「当該業務は、積算方法が単一的で、かつ毎年度反復してほぼ同じ条件（仕様）での入札が予定されており、予定価格を公表した場合は、翌年度以降の入札における予定価格を類推することが可能となり、入札参加者の見積もり努力を損なわせること及び予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりするおそれがあり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼし、県の財政上の利益を不当に害するおそれがあることから、条例第7条第7号に該当すると判断したものである」としているものである。

イ 以上のとおり、実施機関は、「予定価格を公表した場合」についての「おそれ」についての蓋然性のみを主張し、具体的な立証を行なうことなく不開示の理由としている。当該業務が、実施機関によって説明されるように「毎年度反復してほぼ同じ条件（仕様）での入札が予定され」ているのであれば、したがって「積算方法が単一的」にならざるを得ないものであろうことは、容易に推測されるものではある。

ウ 本件処分で明らかとなっており、予定価格等是不開示とされたが、各業者別の入札書

記載金額並びに契約金額は、入札終了後に「入札一覧表」として調整され、公開されている。そうすると、前年度の落札金額を入札参加業者は知ることができ、そのことによって、入札参加の他の業者との競争で真実落札しようとするれば、本年度のおおよその落札金額を類推することは可能であり、前記のとおり実施機関が「入札参加者の見積もり努力を損なわせること及び予定価格が目安となって競争が制限され」ということに、合理的理由はないこととなる。

また、本件業務委託の場合、落札金額は、入札一覧表記載のとおり、この3年間は各年とも「低入札価格調査基準価格未満」とされ、当該調査要綱に基づく調査の結果（当該結果は公表される）として契約が為されているのであるから、真に落札しようとする意思のある入札参加業者が最も注目すべきは、予定価格ではなく、前年の落札価格でなければならず、したがって、なおさら見積もり努力が必要となり、さらには「低入札価格調査基準価格未満」の場合に調査基準価格が設計金額のおおむね6割とされている「要領の概要」も公開されているのであるから、入札一覧表にまとめられた各業者による入札書記載金額等を比較検討することによって、予定価格についてもある程度の推計・特定は可能であると推測される。

エ 以上により、予定価格が公開されることの不利益は皆無であることは容易に思量される。実施機関による不開示理由に合理性はなく、本件処分を取り消し、本件開示請求内容について「開示する」との決定をあらためて求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求は、本庁舎の清掃業務委託に係る「予定価格調書」、「落札価格」及び「各業者の入札金額を一覧にした調書」を請求したものであるが、これに類する委託契約である「県庁舎等清掃作業委託」を本件開示請求の対象と判断した。なお、この委託契約は、県庁舎及び警察本部庁舎の清掃作業と構内除雪作業を実施する内容となっている。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、また、同条第3項では「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通公共団体の支出の原因となる契

約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者以外の者を相手方とすることができる。」と定めていて、県庁舎等清掃作業委託契約の入札については、この予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を原則的に落札者としている。

- 3 また、予定価格については、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第137条第1項で「契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所におくものとする。」と定めている。
- 4 もっとも公共工事の入札及び契約について、受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が多数発生したことから、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業者の健全な発達を図るため、平成13年3月に閣議決定された、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月29日総務省・財務省・国土交通省告示第1号）では、予定価格について、「各省各庁の長等は、契約締結後に、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、公表する」ものとされ、「地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うことも出来る」とされた。県では、財務規則第137条第2項により入札前に予定価格を公表できる場合として「建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設工事の入札」、「建設関連業務に係る入札」及び「普通財産（不動産に限る）の売払いに係る入札」を認めている。
- 5 なお、国の指針では、予定価格を事前公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることも指摘されているところである。
- 6 県庁舎等清掃作業委託は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づき、一般競争入札により実施しており、「最低制限価格」を設けることができないことになっている。当該委託業務は平成13年度から低価格での入札が続いたことから、平成14年3月25日の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正にあわせ、「その価格が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は公の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるとき（ダンピングの疑いがあるとき）」に備え、平成15年度の入札から「低入札価格調査制度」を導入し、基準価格以下での入札の際には調査を実施することとした。制度導入から平成18年度まで4年連続で調査を実施し落札者を決定している状況であり、落札価格が高止まりしていないことから、不正行為等が疑われる状況ではなく、競争性も確保されている。

- 7 当該業務は、積算方法が単一的で、かつ毎年度反復してほぼ同じ条件（仕様）での入札が予定されており、予定価格を公表した場合は、翌年度以降の入札における予定価格を類推することが可能となり、入札参加者の見積り努力を損なわせること及び予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりするおそれがあり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼし、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、条例第7条第7号（事務事業情報）に該当すると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、実施機関が平成16年度から平成18年度までに発注した、県庁舎、県警察本部庁舎内外、県庁第2駐車場、県有車両保管庫の県使用部分等の清掃作業委託（以下「本件清掃作業委託」という。）に係る落札者決定通知書、入開札一覧表及び予定価格調書であり、おおむね次の情報が記録されている。

ア 落札者決定通知書

業務名、開札日、落札者の氏名、落札金額

イ 入開札一覧表

決裁欄の印影、開札日、入札執行者の職・氏名、立会者の職・氏名、委託名、予定価格（税込み）、予定価格の入札書比較価格、低入札価格調査基準価格、低入札価格調査基準価格の入札書比較価格、入札場所、入札業者、入札書記載金額、低入札価格調査基準価格未満の場合におけるその旨、委任代理人以外の開札立会者

ウ 予定価格調書

決裁欄の印影、予定価格、予定価格の入札書比較価格、低入札価格調査基準価格、

低入札価格調査基準価格の入札書比較価格、委託名、設計額、業務価格、予定価格
調書作成者の印影

- (2) また、本件行政文書について、実施機関が不開示とした部分は、次の情報（以下「本件情報」という。）であると認められる。

ア 入開札一覧表

予定価格（税込み）、予定価格の入札書比較価格、低入札価格調査基準価格、低
入札価格調査基準価格の入札書比較価格

イ 予定価格調書
全部

3 本件情報の条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、
以下、その条例第7条第7号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人
等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関す
る情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業
の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規
定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租
税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又
は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、
「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の
地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当
に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行
を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人
事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が
経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業
経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ このうち、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人
等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者として
の地位を不当に害するおそれ」の趣旨は、県、国、独立行政法人等、県以外の地方

公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があるとあり、当事者としての利益を保護する必要があるものであり、これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあることから、このような情報については、不開示とするものである。

(2) 本件情報について

ア 予定価格について

本件清掃作業委託の契約については、一般競争入札の方法によって行われている。地方自治法第234条第3項の規定により、一般競争入札に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされており、当該予定価格については、財務規則第137条第1項の規定により、一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって予定するものとされ、また、当該予定価格は、財務規則第138条第1項本文の規定により、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとされている。

本件情報の予定価格は、下記工の積算方法によって積算された設計額と同額となっている。

イ 入札書比較価格について

予定価格から消費税相当額を控除したものであり、予定価格調書には、予定価格とその入札書比較価格を付記するものとされている。

ウ 低入札価格調査基準価格について

平成14年の地方自治法施行令の改正により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とする「低入札価格調査制度」が設けられ、県庁舎等清掃作業委託についても、平成13年度から低価格での入札が続いたことから、平成15年1月31日付けで「県庁舎清掃作業委託入札における低入札価格調査要領」（以下「低入札価格調査要領」という。）を制定し、平成15年度の入札からこれを導入し、基準価格未満の入札があった場合には、当該入札者から低入札価格の内訳（積算根拠）

等について聴取し、書面を提出させる等必要な調査を実施しているものである。

低入札価格調査要領では、調査すべき基準価格について、「低入札価格調査制度の導入に当たっての調査対象基準価格は、設計金額の概ね6割程度（100万円単位）とする。この場合において、100万円未満の端数は切り捨てるものとする」とし、また、「予定価格調書に基準価格を記載するものとする」と規定している。

エ 委託料の積算について

当審査会が実施機関に対し、本件清掃作業委託の積算方法について具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「委託料は、人件費、物品費、業務管理費、一般管理費、消費税相当額により積算している」旨述べ、各経費について、次のとおり説明している。

(ア) 人件費

a 清掃等業務従事者の人件費であり、その算式は次のとおりである。

人件費金額 = 数量（面積 × 清掃回数 × 歩掛り） × 日額単価

b 「歩掛り」は、財団法人建築保全センター発行の「建築保全業務積算基準」の標準歩掛りを採用している。

c 「日額単価」は、発注時点の青森県最低賃金時間額に作業時間を乗じ、さらに「青森県清掃業務委託料算定基準」により定められた率を乗じて算出している。

(イ) 物品費

清掃等業務に必要な物品の消費により発生する費用であり、具体的には、清掃用具、清掃機材の損料、足場仮設費用の経費となる。

(ロ) 業務管理費

a 清掃等業務を実施する上で、受注者が現場業務を管理するために必要な費用で、人件費と物品費の合計に「業務管理費率」を乗じて算出したものであり、通信交通費、福利厚生費等の経費となる。

b 「業務管理費率」は、財団法人建築保全センター発行の「建築保全業務積算基準」の率枠から採用している。

(ハ) 一般管理費

a 受注者が企業を維持していくために必要な費用で、人件費、物品費、業務管理費の合計に「一般管理費率」を乗じて算出したものであり、従業員給料手当、租税公課等の経費となる。

b 「一般管理費率」は、財団法人建築保全センター発行の「建築保全業務積算基準」の率枠から採用している。

(ニ) 消費税相当額

当該県庁舎等清掃作業委託に課される消費税及び地方消費税の額である。

(3) 予定価格の類推可能性について

ア 実施機関は、「当該業務は、積算方法が単一的で、かつ毎年度反復してほぼ同じ条件（仕様）での入札が予定されており、予定価格を公表した場合は、翌年度以降の入札における予定価格を類推することが可能となる」旨主張しているところである。

イ そこで、当審査会が、実施機関から提出のあった本件清掃作業委託に係る各年度の仕様書、積算書、積算内訳について分析したところ、次のとおりであった。

(ア) 積算方法

a 人件費

- (a) 清掃作業については、清掃員をA（清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な機能を有し、実務経験6年以上程度の者）、B（清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者）、C（清掃業務について、清掃員A又は清掃員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者）の職種に区分し、当該区分職種ごとの必要人員を、清掃作業の対象となる箇所ごとに、その面積、清掃回数、歩掛りから算定し、その合計数量に当該区分職種の1日当たりの単価を乗じて金額を積算している。
- (b) 清掃員の職種ごとの必要人員は、歩掛りの変更等から毎年度異なっている。
- (c) 清掃員の区分職種の1日当たりの単価は、発注時点の青森県最低賃金時間額に作業時間を乗じ、さらに「青森県清掃業務委託料算定基準」に定められた率を乗じて算出されているため、毎年度異なる額となっている。
- (d) 除雪作業については、1日当たりの必要人員を5人（平成17年度は4人）とし、当該人員に作業日数を乗じて数量を算出し、1日当たりの単価を乗じて金額を積算している。

b 物品費

清掃機材償却、除雪機償却、窓ガラス、窓ガラス仮設足場、消耗品代について、それぞれの数量に単価を乗じて積算しており、数量に変更はないものの、毎年度、いずれかの単価が前年度と異なっている。

c 業務管理費、一般管理費

業務管理費、一般管理費の積算方法は、上記(2)エの(ウ) a 及び(イ) a のとおりであり、その率は、平成16年度から平成18年度まで同率である。

(イ) 仕様

- a 清掃床面積には大きな違いはない。
- b 業務内容として、平成17年度から開庁日におけるガス給湯器の点火が、また、平成18年度から庁舎周辺の歩道除雪が追加されるとともに、平成18年度から清掃作業基準として会議室外の清掃回数が減少した。

ウ 以上の本件清掃作業委託の状況を踏まえると、その条件（仕様）及び積算方法の

大枠については、毎年度、同様であると言えることから、予定価格を含む本件情報を公にした場合、当該情報と条例に基づく開示請求があれば開示される落札金額とを比較分析するなどして、翌年度以降の入札における予定価格が一定程度類推されることは確かである。

しかしながら、本件情報の予定価格と同額である設計額は、上記(2)エのとおり、人件費、物品費、業務管理費、一般管理費、消費税相当額により積算されていること、設計額全体の大きな割合を占める清掃員の人件費は、上記イ(ア) aのとおり、清掃員の職種区分ごとの数量に当該区分職種の1日当たりの単価を乗じてその金額が算定されていること、清掃員の職種区分ごとの数量やその1日当たりの単価は毎年度異なっていること、当該区分職種の1日当たりの単価の算出に係る率を定めた「青森県清掃業務委託料算定基準」は公表されていないことからすると、予定価格を含む本件情報を公にしたとしても、翌年度以降の入札における予定価格の近似値的な類推は、結局のところ、各種単価が明らかにならない限りできないものと認められる。

エ なお、本件清掃作業委託については、低入価格調査制度が導入されており、低入札価格調査基準価格が設計金額のおおむね6割程度(100万円単位)であることから、本件処分によって開示された落札者の入札金額、低入札価格調査基準価格未滿となった第2順位の入札者の入札金額等、他の情報と組み合わせることにより、当該年度の入札における予定価格は一定程度類推されることである。

(4) 入札への弊害発生可能性について

ア 実施機関は、「平成15年度の低入札価格調査委制度導入から平成18年度まで4年連続で調査を実施し落札者を決定している状況であり、落札価格が高止まりしていないことから、不正行為等が疑われる状況ではなく、競争性も確保されている」、「予定価格等を公表した場合は、翌年度以後の入札における予定価格を類推することが可能となり、入札者の見積努力を損なわせること及び予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりするおそれがある」と主張しているところである。

イ 上記(3)で検討したとおり、本件清掃作業委託については、毎年度反復して、おおむね同様の条件で入札が行われていることから、予定価格を含む本件情報を公にした場合、翌年度以降の入札における予定価格が一定程度類推されることは確かであるが、単価が明らかにならない限り、当該予定価格の近似値的な類推はできないものである。

ウ 本件清掃作業委託については、一般競争入札で行われ、当該一般競争入札は、不

特定多数人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち、普通地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方式である。本件清掃作業委託の入札参加資格は次のとおりであって、当該委託業務に限った特別な参加資格を要件としたものではなく、また、地域要件もないため、当該参加資格を有する者であれば誰でも入札に参加し得ることから、本件清掃作業委託における一般競争入札は、指名競争入札その他の方式と比較しても、競争原理が働く方式であると言えるものである。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (イ) 物品等の競争入札参加資格に係る県の告示の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- (ウ) 入札書の提出期限の日から改札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (エ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

エ 事実、本件清掃作業委託においては、実施機関が主張するとおり、低入札価格調査基準価格を下回る入札が続き、落札価格が高止まりしていないが、これは、上記ウの特性を有する一般競争入札方式を採用する当該委託において、入札参加者が、落札を目指して、その提供し得るより低い価格で積算し、入札した結果であると考えるのが相当であり、競争原理が働いていることの証左と言えるものである。

オ 入札における弊害が生じるか否かは、結局のところ、その入札時において競争原理が働いているか否かに大きく影響を受けるものであり、競争原理が働いていれば、予定価格を公にしても、入札参加業者は、安易に予定価格直下の金額で入札することはなく、落札を目指して、業者が提供し得るより低い価格で積算し、入札するものと考えられる。そして、その結果として高止まりが生じることはないものである。

カ これらのことからすると、一般競争入札方式を採用する本件清掃作業委託においては、予定価格を含む本件情報を公にすることにより、翌年度以降の入札における予定価格が一定程度類推されることが可能になったとしても、実施機関が主張する、「見積り努力を損なわせる」、「高止まる」といった、入札における弊害が生ずるとは考えられないものである。

- (5) 以上から、本件情報は、これを公にしても、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼし、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは言えず、条例第7条第7号の情報には該当しない。

4 結論

以上のとおり、本件情報は、条例第7条第7号に該当しないので、第1のとおりに判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりであります。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 1 月 5 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成19年 1 月18日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成19年 1 月25日 (第127回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 2 月 2 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成19年 2 月22日 (第128回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 3 月23日 (第129回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 4 月26日 (第130回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 5 月22日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 5 月24日 (第131回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 6 月28日 (第132回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 7 月 9 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。

平成19年 7月26日 (第133回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 8月30日 (第134回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 9月27日 (第135回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年10月11日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年10月25日 (第136回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者

(平成19年10月31日現在)